

都市計画法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

Ⅱ・Ⅱ・12号 御陵六地藏線

2 事業地

（1）収用の部分

平成5年京都府告示第177号の事業地のうち京都市山科区勧修寺南大日町を勧修寺南大日に訂正し、伏見区小栗栖牛ヶ淵町地内において事業地を変更する。

（2）使用の部分

なし

3 事業施行期間

平成5年3月19日から平成25年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局道路建設部道路建設課

（建設局道路建設部道路建設課）